



#### 【公衆無線LANサービスについて】

- 本サービスでは、ご契約期間中、無料サービスとして公衆無線LANサービスをご利用いただけます。
- ワイヤレスゲートWi-Fiのご利用にあたっては、「ワイヤレス・ブロードバンドサービス利用規約」が適用されます。規約は以下のURLからご確認ください。  
URL:http://www.wirelessgate.co.jp/rules.html
- ご利用頂けるワイヤレスゲートWi-Fiサービスエリアは「BBモバイルポイント」「Wi2 300のSSID:Wi2 及びWi2\_club」「eoモバイルのSSID:eo及びeo\_WPA2/AES」エリアとなります。「UQ Wi-Fi」のサービスはご利用できません。また、ワイヤレスゲートWi-Fi+WiMAXツープラスをご解約された時点で公衆無線LANサービスはご利用できなくなります。(ワイヤレスゲートWi-Fiサービスエリアは予告なく変更となる場合があります。)
- 電波を使用しているため、サービスエリア内であっても電波の届かない所や、サービスエリア外ではご利用いただけません。また、ご利用中に電波状態の悪い場所に移動した場合は、通信が切断される場合がございます。

#### 【端末のご利用と故障・紛失時の対応について】

- 端末をご利用いただける環境、接続や設定の手順は、端末マニュアルなどでご確認ください。
- 端末の初期設定、PCやタブレット端末等との接続設定のご依頼は、ヨドバシカメラ内「PC Dock」での受付となり有償となります。
- 端末初期不良の場合・・・ NECプラットフォームズ株式会社またはファーウェイ・ジャパン株式会社製の製品について・・・ご契約後15日以内にご契約されたヨドバシカメラ店頭へご相談ください。16日目以降はauショップでの修理対応となります。
- 端末が故障または紛失した場合の修理期間中や、紛失中も月額料金は発生いたしますので、予めご了承ください。一時利用休止等の対応はできません。また、当社及びヨドバシカメラ店頭では修理期間中や紛失中における代替機の貸出しや代替品の提供等は行っておりません。
- 端末故障時または紛失によりご解約の場合であっても、ご契約内容によって契約解除料が発生いたしますのでご注意ください。

#### 【通信機器の保守及びauスマートバリューmine適用に伴うご契約者情報の通知について】

- 当社は、「ワイヤレスゲートWi-Fi+WiMAXツープラス」の提供にあたり、ご契約者様の氏名、住所、電話番号、生年月日並びに締結しているWiMAXツープラスサービスの内容、提供開始日、ご解約日等、ご契約のステータスに関する情報を下記の内容を目的としてKDDI株式会社、沖縄セルラー株式会社、UQコミュニケーションズ株式会社及びそれらの業務委託先へ通知します。また、当社は KDDI株式会社及び沖縄セルラー株式会社に対して、ご契約者様へのauスマートバリューmineの適用状況を確認させていただきます。
- ①auショップでの通信機器の故障・修理対応業務      ②auショップでの「auスマートバリューmine」申込み取次業務

#### 【ご解約・各種手続き・サポートについて】

- 各種お手続きやサービス内容につきましては、ワイヤレスゲートホームページをご確認いただくか、ワイヤレスゲートサポートセンターへお問い合わせください。ヨドバシカメラ店頭では、ご解約、プラン変更などは行っておりません。
- ご解約の受付は、お電話のみとなっております。ワイヤレスゲートサポートセンターへお電話ください。月末、月初は大変混み合いますので、お電話が繋がりにくい場合がございます。予めご了承ください。余裕を持ってのお手続きをお願いいたします。

#### 【初期契約解除制度について】

- ※法人契約の場合は、初期契約解除制度の対象外となります。
- ご契約いただいた通信サービスがご利用可能になった日、またはご契約内容詳細をお客様が受領した日のいずれか遅い日から起算して8日経過するまでの間、書面により本契約の解除(以下、初期契約解除といたします)を行うことができます。この効力は書面を発した時に生じます。初期契約解除にあたり、お客様が本契約の締結と同時に当社販売代理店である株式会社ヨドバシカメラから購入した端末は、初期契約解除時、または初期契約解除後速やかに以下の方法によりご返却いただきます。直接店舗へお持ちいただく場合、ご契約いただいた店舗のWiMAXコーナーへ、本契約を特定できる事項(ユーザーID・契約者氏名・プラン名)を記載した書面とあわせて購入端末をご返却ください。ご契約店舗以外にお持ちいただいた場合や、本契約を特定できない場合、及び端末をお持ちでない場合は初期契約解除をお受けできない場合がございます。(お持ちいただく際の諸費用はお客様のご負担となります)
- ※2019年10月1日以降で端末アシストプランのお申込みをしない場合は、端末の返却は不要となります。
- ※初期契約解除制度での購入端末の取り扱いは、「端末返還特約」が適用されます。
- ※端末機器(ケーブル、個装箱、取扱説明書及びその他全ての付属品等)がない場合、初期契約解除はお受けできません。
- 新規ご契約で初期契約解除を行った場合、初期契約解除後、本契約により発生した契約事務手数料、ユニバーサルサービス料お及びご契約解除までに提供を受けた通信サービスの月額料金をご請求いたします。本契約に基づき当該料金以外の金銭等を受領している場合、当該金銭等をお客様に返還いたします。オプションサービスに加入している場合は、初期契約解除完了と同時にご解約となります。
- 初期契約解除を行った場合、料金プランを変更時点に遡ってご変更前の料金プランを適用いたします。WiMAX 2+へのご変更後の書面解除の場合、通信サービスをご変更前の状態に復します。
- この他、初期契約解除制度に関する詳細につきましては、お申込みいただいたヨドバシカメラ各店舗WiMAXコーナーまたはワイヤレスゲートサポートセンターへお問い合わせください。
- 当社が初期契約解除制度について、不実のことを告げたことにより、お客様が告げられた内容が事実であるとの誤認をし、これによって8日間を経過するまで本契約を解除しなかった場合、改めて本契約の解除を行うことができる旨を記載して、交付した書面をお客様が受領した日から起算して8日間を経過するまでの間、書面により本契約を解除することができます。

#### 【青少年フィルタリングについて】

- インターネットのご利用により、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある有害情報に接する機会が生じる場合がございます。また、インターネットのご利用により以下に例示するような危険性がございますので、市販等のフィルタリング製品を活用されることをお勧めいたします。ご契約者が成人の場合でも、ご利用者が未成年者の場合は、同様に同製品の活用をお勧めいたします。
- (1)出会い系サイト、アダルトサイト、暴力的な表現のあるサイト等へのアクセスにより、犯罪等の事件に巻き込まれるケース。
- (2)ブログ、SNS等のサイト上での見知らぬ相手との情報のやり取り等により、個人情報の流出、写真の無断転載による肖像権の侵害等の被害が生じる場合。
- (3)ブログ、掲示板等のサイトへの個人を特定する無責任な書き込みが誹謗中傷・名誉毀損へと繋がり、加害者となりうる場合。
- (4)興味本位での犯行予告・いたずらの書き込み等により、威力業務妨害、脅迫等の罪に問われる場合。

## 「WiMAXセット割」特典に関する重要事項（施策適用のお客様のみ）

- 「WiMAXセット割」特典(以下、本特典といいます。))とは、WiMAXツープラスご契約を条件に、ご契約同一店舗にて当社指定商品を値引きさせていただく特典又は、ヨドバシカメラゴールドポイントサービスのポイント付与の特典となります。クーポン施策との併用は出来かねますので予めご了承ください。
- 初期契約解除によりWiMAXツープラスのご契約を解除される場合、同時に本特典の値引き又はポイント付与は無効となり、本特典による値引き金額又はポイントは、WiMAXツープラスご契約店舗にてご精算(お支払い)いただく必要があります。
- <初期契約解除適用時のお手続き方法について>
  - ・初期契約解除のお手続きとあわせて本特典のご精算をさせていただく必要がありますので、必ずご契約店舗のWiMAXコーナーへご来店の上、お手続きをお願いいたします。
  - ・ご来店の際は、初期契約解除に必要となるWiMAXツープラス端末(ケーブル、個装箱、取扱説明書及びその他全ての付属品等)、必要書類とあわせて、本特典での商品購入時のレシート、及びヨドバシカメラゴールドポイントカード(お持ちの方のみ)をご持参ください。
- 本特典対象商品及び値引き額については、ご契約前に必ずご確認ください。

## 端末返還特約

株式会社ヨドバシカメラ(以下「当社」といいます。))へ端末機器その他の物品(当社が本特約を適用しない旨の別段の意思表示を行ったものを除きます。以下「対象物品」といいます。)の購入に係る契約(無償で対象物品の提供を受ける契約を含みます。以下「端末売買契約」といいます。)の申込みと同時に株式会社ワイヤレスゲートのWi-Fi+WiMAXツープラスの各プラン(以下「WiMAXツープラスサービス」といいます。)および端末アシストプランの申込みを行う者(以下「お客様」といいます。)は、予め下記の条項に同意していただきます。2019年10月1日以降で端末アシストプランのお申込みをしない場合は、本特約の対象外とします。なお、端末売買契約に関して、本特約に定めのない事項については、当社がウェブページ等で別途提示する条件が適用されるものとします。

(端末売買契約の解除)

第1条

お客様が初期契約解除制度(電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第26条の3に規定されている契約の解除に関する制度をいいます。)に基づきWiMAXツープラスサービスを解除した場合は、当該契約に付随して締結したお客様と当社との端末売買契約は同時に、当然に解除されるものといたします。

(対象機器の返還等)

第2条

- お客様は、前条の規定により端末売買契約が解除された場合は、当該端末売買契約に基づき当社が引き渡した端末機器(ケーブル、個装箱、取扱説明書及びその他全ての付属品等を含みます。以下「対象機器」といいます。)を原状に復した上で、当社が指定する期日(以下「返還期日」といいます。)までに、当社が指定する場所へ返還していただきます。この場合、その返還に要する費用はお客様のご負担といたします。
- 前項の返還に際して、お客様が対象機器以外の私物等を同梱した場合、当該私物等が当社に到着して90日間が経過したときは、お客様が当該私物等の所有権を放棄したものとみなし、当該私物等を任意に処分できるものといたします。
- 当社は、対象機器につきましてお客様から支払われた代金がある場合は、ご返金いたします。

本書面に記載の内容を受諾します。

年            月            日	ご署名
受付担当者	レジ/レシートNo.